

# 川西市景観計画（案）

## 修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
INDEX	第1章 景観計画 <del>について</del> ～ (略) ～ 第5章 1 <del>市</del> 市民・事業者の役割	第1章 景観計画の概要 ～ (略) ～ 第5章 1 市民・事業者・ <u>市</u> の役割	誤りがあったため、表記を修正しました。 ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
1ページ 計画策定の背景	本市の発展と景観 ～ (略) ～ 加えて、川西能勢口駅周辺の市街地再開発事業や阪急電鉄・能勢電鉄の連続立体交差事業、中エリアの丘陵地を中心とした <del>ニュータウン</del> 開発によって整備された市街地では、 ～ (略) ～	本市の発展と景観 ～ (略) ～ 加えて、 <u>阪急電鉄・能勢電鉄</u> 川西能勢口駅(以下「 <u>川西能勢口駅</u> 」という。)周辺の市街地再開発事業や阪急電鉄・能勢電鉄の連続立体交差事業、中エリアの丘陵地を中心とした <u>団地</u> 開発によって整備された市街地では、 ～ (略) ～	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
1ページ 計画策定の背景	法の整備とまちづくりの進展 本市では、 <del>1988年(昭和63年)</del> に川西市都市景観形成基本計画を策定し、 <del>1993年(平成5年)</del> には川西能勢口駅前を景観上重要な地区として ～ (略) ～ <del>2004年(平成16年)</del> に景観法(平成16年法律第110号)が制定され、地方公共団体が景観法に基づく景観計画を策定することにより景観誘導などの施策に対して法的な根拠を与えられる枠組 <del>み</del> が設けられました。	法の整備とまちづくりの進展 本市では、 <u>昭和63(1988)年</u> に川西市都市景観形成基本計画を策定し、 <u>平成5(1993)年</u> には川西能勢口駅前を景観上重要な地区として ～ (略) ～ <u>平成16(2004)年</u> に景観法(平成16年法律第110号)が制定され、地方公共団体が景観法に基づく景観計画を策定することにより景観誘導などの施策に対して法的な根拠を与えられる枠組が設けられました。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<p>～（略）～</p> <p>同法第8条に規定する景観計画を<del>2015年（平成27年）</del>に策定しました。</p> <p>本市の景観施策の経過</p> <p><del>1988年</del> 川西市都市景観形成基本計画の策定</p> <p><del>1994年</del> 川西市都市景観形成条例の制定</p> <p><del>2004年</del> 景観法・関連法令の制定（国）</p> <p><del>2013年</del> 第5次川西市総合計画の策定 都市計画マスタープランの改定</p> <p>～（略）～</p> <p><del>2015年</del> 川西市景観計画の策定 川西市景観条例の改正</p> <p><del>2024年</del> 第6次川西市総合計画の策定 都市計画マスタープランの改定 川西市景観計画の改定</p>	<p>～（略）～</p> <p>同法第8条に規定する景観計画を<u>平成27（2015）年</u>に策定しました。</p> <p>本市の景観施策の経過</p> <p><u>昭和63年</u> 川西市都市景観形成基本計画の策定</p> <p><u>平成5年</u> 川西市都市景観形成条例の制定</p> <p><u>平成16年</u> 景観法・関連法令の制定（国）</p> <p><u>平成25年</u> 第5次川西市総合計画の策定 <u>川西市</u>都市計画マスタープランの改定</p> <p>～（略）～</p> <p><u>平成27年</u> 川西市景観計画の策定 川西市景観条例の改正</p> <p><u>令和6年</u> 第6次川西市総合計画の策定 <u>川西市</u>都市計画マスタープランの改定 川西市景観計画の改定</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>計画原案に合わせて、計画名を表記しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>計画原案に合わせて、計画名を表記しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>計画原案に合わせて、計画名を表記しました。</p>
2ページ 景観計画の概要 1 計画策定の目的	<p>～（略）～</p> <p>ブランド力や求心力を高める<del>下</del>で重要な資源の一つとなっています。</p>	<p>～（略）～</p> <p>ブランド力や求心力を高める<u>上</u>で重要な資源の一つとなっています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>          </del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>          </u> : 今回追加となった部分	修正理由
2ページ 景観計画の概要 2計画の位置づけ	～（略）～ また、みどりの基本計画、環境基本計画など関連する諸計画との整合を図りながら定めます。  (図) みどりの基本計画 環境基本計画	～（略）～ また、 <u>川西市</u> みどりの基本計画、 <u>川西市</u> 環境基本計画など関連する諸計画との整合を図りながら定めます。  (図) <u>川西市</u> みどりの基本計画 <u>川西市</u> 環境基本計画	計画原案に合わせて、計画名を表記しました。
2ページ 景観計画の概要 3計画の基準年次	本計画は、 <del>2024年度(令和6年度)</del> を基準年次として定め、 ～（略）～	本計画は、 <u>令和6(2024)年度</u> を基準年次として定め、 ～（略）～	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
2ページ 景観計画の概要 5計画の体系	第4章 景観形成の方針 景観類型ごとの <del>目指</del> す景観像や景観形成の方針、取組方針など ～（略）～	第4章 景観形成の方針 景観類型ごとの <u>めざ</u> す景観像や景観形成の方針、取組方針など ～（略）～	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
3ページ 川西市の景観 1本市の概況	本市は、兵庫県の <del>東南部</del> に位置し、 ～（略）～ 北エリアに位置する黒川 <del>地区</del> は、 ～（略）～	本市は、兵庫県の <u>南東部</u> に位置し、 ～（略）～ 北エリアに位置する黒川は、 ～（略）～	誤字があったため、表記を修正しました。 ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
3ページ 川西市の景観 2 景観の特徴	(1) 地形から見た特徴 ～ (略) ～ <b>【北エリア】</b> 600m 級の北摂山系が連なり、 <del>北摂連山近郊緑地保全区域及び</del> 猪名川溪谷県立公園に指定される、 ～ (略) ～	(1) 地形から見た特徴 ～ (略) ～ <b>【北エリア】</b> 600m 級の北摂山系が連なり、猪名川溪谷県立 <u>自然公園普通地域など</u> に指定される、 ～ (略) ～	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
4ページ 川西市の景観 2 景観の特徴	(2) 都市形成の経緯から見た特徴 ～ (略) ～ 川西市の誕生 <del>1889年(明治22年)</del> に川西村、多田村、東谷村が発足し、 ～ (略) ～ <del>1925年(大正14年)</del> には川西村が町制を施行しました。 <del>1954年(昭和29年)</del> に川西町、多田村、東谷村の3町村が合併して現在の川西市が誕生しました。  (写真キャプション) <del>1955年(昭和30年)</del> 頃の能勢電鉄川西能勢口駅	(2) 都市形成の経緯から見た特徴 ～ (略) ～ 川西市の誕生 <u>明治22(1889)年</u> に川西村、多田村、東谷村が発足し、 ～ (略) ～ <u>大正14(1925)年</u> には川西村が町制を施行しました。 <u>昭和29(1954)年</u> に川西町、多田村、東谷村の3町村が合併して現在の川西市が誕生しました。  (写真キャプション) <u>昭和30(1955)年</u> 頃の能勢電鉄川西能勢口駅	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
<p>4 ページ 川西市の景観 2 景観の特徴</p>	<p>高度経済成長期における人口の急増 本市は、大阪都心部まで鉄道で 25 分程度という 利便性の高い交通条件を備えており、<del>1960 年代頃</del>か ら南エリアにおいて住宅地の開発が進みました。</p> <p>また、<del>1960 年代中頃</del>になると、能勢電鉄や阪急バ スの路線延伸とともに、中エリアの丘陵地を中心に 大規模な<del>ニュータウン</del>開発が進み、 ～（略）～</p> <p>（写真キャプション） <del>1960 年代中頃</del>の住宅団地</p>	<p>高度経済成長期における人口の急増 本市は、大阪都心部まで鉄道で 25 分程度という 利便性の高い交通条件を備えており <u>昭和 30 年代中 頃</u>から南エリアにおいて住宅地の開発が進みまし た。</p> <p>また、<u>昭和 40 年代</u>になると、能勢電鉄や阪急バ スの路線延伸とともに、中エリアの丘陵地を中心に 大規模な<u>団地</u>の開発が進み、 ～（略）～</p> <p>（写真キャプション） <u>昭和 40 年代</u>の住宅団地</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて 統一しました。</p>
<p>4 ページ 川西市の景観 2 景観の特徴</p>	<p>川西能勢口駅周辺の再開発 <del>1973 年（昭和 48 年）</del>以降、川西能勢口駅周辺で は、 ～（略）～</p> <p>（写真キャプション） <del>現在の</del>川西能勢口駅前</p>	<p>川西能勢口駅周辺の再開発 <u>昭和 48（1973）年</u>以降、川西能勢口駅周辺では、 ～（略）～</p> <p>（写真キャプション） 川西能勢口駅前</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて 統一しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記を改めました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
4 ページ 川西市の景観 2 景観の特徴	<p>キセラ川西の完成と新名神高速道路の開通</p> <p><del>1995年(平成7年)</del>、皮革工場群が広がっていた</p> <p>～ (略) ～</p> <p>また、中エリアにおいては、<del>2017年(平成29年)</del>に新名神高速道路が開通し</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(写真キャプション)</p> <p><del>現在の</del>キセラ川西せせらぎ公園</p>	<p>キセラ川西の完成と新名神高速道路の開通</p> <p><u>平成7(1995)年</u>、皮革工場群が広がっていた</p> <p>～ (略) ～</p> <p>また、中エリアにおいては、<u>平成29(2017)年</u>に新名神高速道路が開通し、</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(写真キャプション)</p> <p>キセラ川西せせらぎ公園</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記を改めました。</p>
5 ページ 川西市の景観 3 景観の類型	<p>(地図)</p> <p>能勢電鉄妙見 <del>口線</del></p> <p>旧平安家住宅 (川西市郷土館)</p> <p><del>市立</del>総合医療センター</p> <p>西猪名公園</p> <p><del>阪急・能勢電鉄「川西能勢口駅」</del></p> <p><del>JR「川西池田駅」</del></p>	<p>(地図)</p> <p>能勢電鉄妙見線</p> <p><u>川西市郷土館 (旧平安家住宅)</u></p> <p>総合医療センター</p> <p><u>県立</u>西猪名公園</p> <p>川西能勢口駅</p> <p>川西池田駅</p> <p><u>妙見山</u></p> <p><u>川西小花 IC</u></p>	<p>誤りがあったため、表記を修正しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>自然景観の例として追記しました。</p> <p>記載漏れがあったため、追記しました。</p>
6 ページ 川西市の景観 3 景観の類型	<p>(1) 基本となる面的景観</p> <p>A自然景観</p> <p>北エリアは山岳の起伏に富み、その一部は<del>北摂連</del></p>	<p>(1) 基本となる面的景観</p> <p>A自然景観</p> <p>北エリアは山岳の起伏に富み、その一部は猪名川</p>	

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
	<p><del>山近郊緑地保全区域及び</del>猪名川溪谷県立自然公園に指定されるなど、緑豊かな自然の景観が形成されています。妙見山には自然林が<del>育成し</del>、 ～（略）～</p>	<p>溪谷県立自然公園<u>普通地域及び北摂連山近郊緑地保全区域</u>に指定されるなど、緑豊かな自然の景観が形成されています。妙見山には自然林が<u>広がり</u>、 ～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。 誤りがあったため、表記を修正しました。</p>
<p>6 ページ 川西市の景観 3 景観の類型</p>	<p>B 集落景観 黒川<del>地区</del>の里山と農村のある風景は、 ～（略）～ 中エリアの山下・多田などでは ～（略）～</p>	<p>B 集落景観 黒川の里山と農村のある風景は、 ～（略）～ 中エリアの<u>笹部・山下町・畦野</u>・多田などでは、 ～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。 ご意見を踏まえて、畦野（及び笹部）を追加しました。</p>
<p>7 ページ 川西市の景観 3 景観の類型</p>	<p>C 開発団地景観 (写真キャプション) <del>美山台の街</del>並み けやき坂の<del>街</del>並み  丘陵地において、<del>1960 年代</del>以降に大規模な<del>ニュー</del> <del>タウン</del>が開発され、 ～（略）～ (例) 日生ニュータウン、大和団地、清和台、多田 グリーンハイツ、けやき坂、湯山台など</p>	<p>C 開発団地景観 (写真キャプション) <u>日生ニュータウンのまち</u>並み <u>鷹尾山</u>けやき坂の<u>まち</u>並み  丘陵地において、<u>昭和 40 年代</u>以降に大規模な<u>団</u> <u>地</u>が開発され、 ～（略）～ (例) 日生ニュータウン、大和団地、清和台、多田 グリーンハイツ、<u>鷹尾山</u>けやき坂、湯山台など</p>	<p>本市のふるさと団地の名称に統一しました。  ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。  本市のふるさと団地の名称に統一しました。</p>



項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
7ページ 川西市の景観 3景観の類型	D市街地景観 (写真キャプション) <del>阪急</del> 川西能勢口駅前  川西能勢口駅、川西池田駅を中心とした中心市街地と、 ～ (略) ～ 戦前に開発された小戸(鶴之荘)や花屋敷などの <del>住宅地</del> では、 ～ (略) ～ (例) 中・南エリアの市街地、川西能勢口駅周辺、キセラ川西、小戸(鶴之荘)や花屋敷の <del>住宅地</del> など	D市街地景観 (写真キャプション) 川西能勢口駅前  川西能勢口駅、 <u>JR</u> 川西池田駅を中心とした中心市街地と、 ～ (略) ～ 戦前に開発された小戸(鶴之荘)や花屋敷などの <u>既成市街地</u> では、 ～ (略) ～ (例) 中・南エリアの市街地、川西能勢口駅周辺、キセラ川西、小戸(鶴之荘)や花屋敷の <u>既成市街地</u> など	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
9ページ 川西市の景観 3景観の類型	(3) 面的景観の中にある点的景観 H歴史・文化景観 (写真) <del>旧平安家住宅(川西市郷土館)</del>  ～ (略) ～ 川西市黒川里山センター(旧黒川小学校)や <del>旧平安家住宅(川西市郷土館)</del> などの中世から近代にわた	(3) 面的景観の中にある点的景観 H歴史・文化景観 (写真) <u>川西市郷土館(旧平安家住宅)</u> →旧平安家住宅部分が見えやすいものに差し替え  ～ (略) ～ 川西市黒川里山センター(旧黒川小学校)や <u>川西市郷土館(旧平安家住宅)</u> などの中世から近代にわた	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。 適した写真に差し替えました。  ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<p>る歴史的資産があり、 ～（略）～</p>	<p>る歴史的資産があり、 ～（略）～</p>	
<p>9 ページ 川西市の景観 3 景観の類型</p>	<p>I 公共施設景観 本市には市役所や公民館、学校、キセラ川西プラザ、展示ギャラリーなどの公共建築物や、一庫公園や西猪名公園、 ～（略）～ 市役所前のオープンスペースや特徴的な外観を有するみつなかホール、緑豊かな山に囲まれ自然を満喫できる一庫公園や ～（略）～ (例) 市役所、公民館、<del>市立小学校・中学校</del>、キセラ川西プラザ、一庫公園、キセラ川西せせらぎ公園など</p>	<p>I 公共施設景観 本市には市役所や公民館、学校、キセラ川西プラザ、展示ギャラリーなどの公共建築物や、<u>県立</u>一庫公園や<u>県立</u>西猪名公園、 ～（略）～ 市役所前のオープンスペースや特徴的な外観を有するみつなかホール、緑豊かな山に囲まれ自然を満喫できる<u>県立</u>一庫公園や ～（略）～ (例) 市役所、公民館、学校、<u>みつなかホール</u>、キセラ川西プラザ、<u>県立</u>一庫公園、キセラ川西せせらぎ公園など</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>ご意見を踏まえて、みつなかホールを追加しました。</p>
<p>10 ページ 川西市の景観 4 季節や時間によって変わる景観</p>	<p>時間帯による人の活動や日の光が彩る景観 ～（略）～ 日中は、市街地で多くの人買い物を楽しんだり、公園で遊んだり、活動的<del>な様子</del>がにぎわいある景観を形成します。 夜は、地域で開催されるイルミネーションイベントや猪名川花火大会、桜や紅葉のライトアップな</p>	<p>時間帯による人の活動や日の光が彩る景観 ～（略）～ 日中は、市街地で多くの人買い物を楽しんだり、公園で遊んだり、活動的<u>で</u>にぎわいある景観を見ることができます。 夜は、地域で開催されるイルミネーションイベントや猪名川花火大会、桜や紅葉のライトアップな</p>	<p>前後の文にあわせ、文末を変更しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
	ど、夜間ならではのイベントによって、普段とは違った地域の <del>景観を形成します</del> 。また、ビッグハープがライトアップされ、帰路に <del>着</del> く市民を迎える市街地の景観 <del>を形成します</del> 。	ど、夜間ならではのイベントによって、普段とは違った地域の <del>様子が見られます</del> 。また、ビッグハープがライトアップされ、帰路に <u>つ</u> く市民を迎える市街地の景観 <u>が見られます</u> 。	誤字があったため、表記を修正しました。
10 ページ 川西市の景観 4 季節や時間によって変わる景観	折々のイベントや祭事が彩る景観 ～（略）～ また、「川西一庫ダム周遊里山ファンラン <del>大会</del> 」では、 ～（略）～	折々のイベントや祭事が彩る景観 ～（略）～ また、「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」では、 ～（略）～	ご意見を踏まえて、ランイベント「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」に変更しました。
11 ページ 景観形成の基本理念と目標 1 景観形成の基本理念	生活シーンの中で景観を捉える 計画策定に当たっては、景観を構成する自然環境や建築物の <del>在</del> り方だけを考えるのではなく、 ～（略）～ 景観と私たちの暮らしのこのような関係への共通理解を生むことによって、市民、事業者、行政 <del>とい</del> <del>つた</del> みんなの取組を促進します。	生活シーンの中で景観を捉える 計画策定に当たっては、景観を構成する自然環境や建築物の <del>あ</del> り方だけを考えるのではなく、 ～（略）～ 景観と私たちの暮らしのこのような関係への共通理解を生むことによって、市民 <u>と</u> 事業者 <u>と</u> 行政 <u>によ</u> <u>る</u> みんなの取組を促進します。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
12 ページ 景観形成の基本理念と目標 2 景観形成の目	<del>景観形成の基本理念に基づき、“居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる“ふるさと景観”を形成していくため、次の3つの目標を設定します。</del>		文言・図を削除しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
標	<del>(図)</del>	→図削除	
12 ページ 景観形成の基本 理念と目標 2 景観形成の目 標	<p>【目標 1】身近にある“暮らしの景観”を良くします</p> <p>私たちが生活する中でよく目にするのは、丘陵部に開発された<del>住宅地</del>や、</p> <p>～（略）～</p> <p>これらの背後には様々な人々の活動があり、それが暮らしの景観となって<del>素</del>れています。</p> <p>そのため、私たちは日々の暮らしの<del>なか</del>で景観を意識し、</p> <p>～（略）～</p>	<p>【目標 1】身近にある“暮らしの景観”を良くします</p> <p>私たちが生活する中でよく目にするのは、丘陵部に開発された<del>団地</del>や、</p> <p>～（略）～</p> <p>これらの背後には様々な人々の活動があり、それが暮らしの景観となって<del>現</del>れています。</p> <p>そのため、私たちは日々の暮らしの<del>中</del>で景観を意識し、</p> <p>～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>誤字があったため、表記を修正しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>
12 ページ 景観形成の基本 理念と目標 2 景観形成の目 標	<p>【目標 2】“魅力を高める景観”を守り創っていきます</p> <p>～（略）～</p> <p>また、猪名川、北摂の山並みといった自然や、日本一の里山と称される黒川<del>地区</del>、多田神社、満願寺などの</p> <p>～（略）～</p>	<p>【目標 2】“魅力を高める景観”を守り創っていきます</p> <p>～（略）～</p> <p>また、猪名川、北摂の山並みといった自然や、日本一の里山と称される黒川、多田神社、満願寺などの</p> <p>～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>
12 ページ	【目標 3】市民・事業者・行政が協働して取り組み	【目標 3】市民・事業者・行政が協働して取り組み	

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
景観形成の基本理念と目標 2 景観形成の目標	ます ～（略）～ 本市では、既に、市民からの写真募集によるわがまちの魅力発見に関する取組、協働による美化・清掃や緑の創出・維持・管理、 ～（略）～	ます ～（略）～ 本市では、既に、市民からの写真・ <u>絵画</u> の募集、協働による美化・清掃や緑の創出・維持・管理、 ～（略）～	近年の実績に合わせて、表記しました。
12 ページ 景観形成の基本理念と目標 2 景観形成の目標		<u>上記目標に加え、定量的評価として、評価指標及び目標値を次のように定め、計画の進捗状況等</u> <u>を評価し、市の施策評価に反映します。</u> （表中） <u>評価指標</u> <u>市内の都市景観や自然景観を、守ったり育てたりすることに関心がある市民の割合（市民実感調査による）</u> <u>基準値（令和4〔2022〕年度） 81.3%</u> <u>目標値（令和13〔2031〕年度） 85.0%</u>	ご意見を踏まえて、評価指標を追加しました。
13 ページ 景観形成の方針	～（略）～ 次々ページからは、景観類型ごとに、まずは景観を生活シーンから捉え直し、次に生活シーンから <del>指</del> すべき景観像を見出してそこに向かう景観形成の方針を示し、最後にその方針に沿って景観を形成していくための取組方針と具体 <del>的</del> 取組を示します。	～（略）～ 次々ページからは、景観類型ごとに、まずは景観を生活シーンから捉え直し、次に生活シーンから <u>めざ</u> すべき景観像を見出してそこに向かう景観形成の方針を示し、最後にその方針に沿って景観を形成していくための取組方針と具体 <u>的な</u> 取組を示します。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
	<p>なお、取組方針と具体<del>的</del>取組は、普段の生活シーンと特別な生活シーンの双方の観点から示します。</p> <p>本方針により、市民と事業者と<del>事</del>がそれぞれの立場から協働して、</p> <p>～（略）～</p>	<p>なお、取組方針と具体<del>的</del><u>的な</u>取組は、普段の生活シーンと特別な生活シーンの双方の観点から示します。</p> <p>本方針により、市民と事業者と<del>事</del><u>行政</u>がそれぞれの立場から協働して、</p> <p>～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>
<p>14 ページ 景観形成の方針</p>	<p>(地図)</p> <p>能勢電鉄妙見<del>口</del>線</p> <p>旧平安家住宅 (川西市郷土館)</p> <p><del>事</del>総合医療センター</p> <p>西猪名公園</p> <p><del>阪急・能勢電鉄</del>「川西能勢口駅」</p> <p><del>JR</del>「川西池田駅」</p>	<p>(地図)</p> <p>能勢電鉄妙見線</p> <p>川西市郷土館 (旧平安家住宅)</p> <p>総合医療センター</p> <p><u>県立</u>西猪名公園</p> <p>川西能勢口駅</p> <p>川西池田駅</p> <p><u>妙見山</u></p> <p><u>川西小花 IC</u></p>	<p>誤りがあったため、表記を修正しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>自然景観の例として追記しました。</p> <p>記載漏れがあったため、追記しました。</p>
<p>15・16 ページ 景観形成の方針 A 自然景観</p>	<p>【生活シーンから見た景観】</p> <p>～（略）～</p> <p>また、<del>マラソン大会</del>が開催されるなど、緑豊かな環境を<del>生</del>かしたイベントも開催されています。</p>	<p>【生活シーンから見た景観】</p> <p>～（略）～</p> <p>また、<u>ランイベント</u>が開催されるなど、緑豊かな環境を<del>生</del><u>活</u>かしたイベントも開催されています。</p>	<p>ご意見を踏まえて、ランイベント「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」に変更しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
15・16 ページ 景観形成の方針 A 自然景観	特別な生活シーン 山々に抱かれたのどかな風景の中で <del>マラソン大会</del> が開催され、景色を楽しんでいる	特別な生活シーン 山々に抱かれたのどかな風景の中で <u>ランイベント</u> が開催され、景色を楽しんでいる	ご意見を踏まえて、ランイベント「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」に変更しました。
15・16 ページ 景観形成の方針 A 自然景観	取組方針 5 健全でかつ樹容が美観上優れている古木や大樹などの樹木を、守り・育てるため適切に維持・管理 <del>ます</del>  取組方針 6 ハイキングや <del>マラソン大会</del> などの <del>イベントや</del> 機会を設け、景観の魅力向上させたり、景観とのふれあいを創出します	取組方針 5 健全でかつ樹容が美観上優れている古木や大樹などの樹木を、守り・育てるため適切 <u>な</u> 維持・管理 <u>を</u> <u>行います</u>  取組方針 6 ハイキングや <u>ランイベント</u> などの機会を設け、景観の魅力向上させたり、景観とのふれあいを創出します	ご意見を踏まえて、「管理を行います」で統一しました。  ご意見を踏まえて、ランイベント「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」に変更しました。
15・16 ページ 景観形成の方針 A 自然景観	具体的な取組・方策 1 市街化調整区域の指定による開発・建築の制限  具体的な取組・方策 2 (イメージ) 背後の山並み景観への見通しの確保	具体的な取組・方策 1 市街化調整区域の指定による開発・建築の制限 <u>(イメージ)</u> <u>背後の山並み景観への見通しの確保</u>  具体的な取組・方策 2 (イメージ) 背後の山並 <u>み</u> 景観への見通しの確保	他と合わせて、(イメージ)を追加しました。  ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>_____</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>_____</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<p>具体的な取組・方策 3 (イメージ) ～ (略) ～ 道路法面の緑化、擁壁の自然石仕上</p> <p>具体的な取組・方策 6 (イメージ) 川西一庫ダム周遊里山ファンラン<del>大会</del>の開催</p>	<p>具体的な取組・方策 3 (イメージ) ～ (略) ～ 道路法面の緑化、擁壁の自然石仕上げ</p> <p>具体的な取組・方策 6 (イメージ) 川西一庫ダム周遊里山ファンランの開催</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>ご意見を踏まえて、ランイベント「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」に変更しました。</p>
<p>17・18 ページ 景観形成の方針 B 集落景観</p>	<p>【生活シーンから見た景観】 中エリアの山下<del>・笹部</del>・多田などでは、昔ながらに手入れされ農作物を育ててきた田畑と集落が一体となった風景が、中エリアの畦野や ～ (略) ～</p>	<p>【生活シーンから見た景観】 中エリアの<u>笹部</u>・山下<u>町</u>・<u>畦野</u>・多田などでは、昔ながらに手入れされ農作物を育ててきた田畑と集落が一体となった風景が<u>残っています。また</u>、中エリアの畦野や ～ (略) ～</p>	<p>ご意見を踏まえて、畦野を追加しました。</p> <p>ご意見を踏まえて、文章を分けて記載しました。</p>
<p>17・18 ページ 景観形成の方針 B 集落景観</p>	<p>取組方針 1 農地や里山の景観を守り・育てるため、<del>まとまりのある農地と里山を適切に維持・管理します</del></p> <p>取組方針 5 健全でかつ樹容が美観上優れている古木や大樹などの樹木等を守り、育てるため適切<del>に</del>維持・管理<del>を</del></p>	<p>取組方針 1 <u>まとまりのある</u>農地や里山の景観を守り・育てるため、適切<u>な</u>維持・管理<u>を行います</u></p> <p>取組方針 5 健全でかつ樹容が美観上優れている古木や大樹などの樹木等を守り、育てるため適切<u>な</u>維持・管理<u>を</u></p>	<p>ご意見を踏まえて、「管理を行います」で統一しました。</p>



項目	パブリックコメント時 ※ <del>_____</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>_____</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<del>ま</del>	<u>行</u> います	
17・18 ページ 景観形成の方針 B 集落景観	具体的な取組・方策 3 (イメージ) 集落と <del>田園</del> が一体となった地区の指定	具体的な取組・方策 3 (イメージ) 集落と <u>農地</u> が一体となった地区の指定	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
19・20 ページ 景観形成の方針 C 開発団地景観	【生活シーンから見た景観】 ～ (略) ～ 一方で、人口減少や高齢化の <del>進展</del> に伴って、家屋や庭木が手入れされていないところも見受けられます。	【生活シーンから見た景観】 ～ (略) ～ 一方で、人口減少や高齢化の <u>進行</u> に伴って、家屋や庭木が手入れされていないところも見受けられます。	誤りがあったため、表記を修正しました。
19・20 ページ 景観形成の方針 C 開発団地景観	景観資源や地域の例 ～ (略) ～ ・けやき坂	景観資源や地域の例 ～ (略) ～ ・ <u>鷹尾山</u> けやき坂	本市のふるさと団地の名称に統一しました。
19・20 ページ 景観形成の方針 C 開発団地景観	普段の生活シーン 色彩や形状に統一感のある家並みと、手入れされた庭先の植栽や街路樹を眺めながら、通勤・通学、散歩している	普段の生活シーン 色彩や形状に統一感のある家並みと、手入れされた庭先の植栽や街路樹を眺めながら、通勤・通学、散歩 <u>を</u> している	ご意見を踏まえて、「散歩をしている」で統一しました。
19・20 ページ 景観形成の方針	取組方針 5 道路沿いの街路樹や、公園や広場のシンボルツリー	取組方針 5 道路沿いの街路樹や、公園や広場のシンボルツリー	

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
C開発団地景観	など住民に親しまれている樹木を守り、育てるため 適切 <del>に</del> 維持・管理 <del>します</del>	など住民に親しまれている樹木を守り、育てるため 適切 <del>な</del> 維持・管理 <del>を行います</del>	ご意見を踏まえて、「管理を行います」で統一しました。
19・20 ページ 景観形成の方針 C開発団地景観	具体的な取組・方策 1 市街地景観形成基準に基づく大規模建築物等の規制・誘導  具体的な取組・方策 4 (イメージ) 住民の意向を反映した公園の緑化、施設デザイン／まち並みと調和した道路の整備や緑の適正な維持・管理	具体的な取組・方策 1 市街地景観形成基準に基づく大規模建築物等の規制・誘導 <u>(イメージ)</u> <u>連続性のあるまち並みの形成</u>  具体的な取組・方策 4 (イメージ) (改行) 住民の意向を反映した公園の緑化、施設デザイン／まち並みと調和した道路の整備や緑の適正な維持・管理	他と合わせて、(イメージ) を追加しました。  他と合わせて、改行を追加しました。
21・22 ページ 景観形成の方針 D市街地景観	【生活シーンから見た景観】 旧町村の時代から形成されてきた市街地は、中エリアでは住商混在型のまち並みを <del>呈</del> しており、南エリアでは活発な商工の活動が生み出す景観を見ることができます。また、南エリアの市街地の中にはいちじく畑や桃畑が点在し、特産物を産出しています。	【生活シーンから見た景観】 旧町村の時代から形成されてきた <del>既成</del> 市街地は、中エリアでは住商混在型のまち並みを <del>形成</del> しており、南エリアでは活発な商工の活動が生み出す景観を見ることができます。また、南エリアの <del>既成</del> 市街地の中にはいちじく畑や桃畑が点在し、特産物を産出しています。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
21・22 ページ 景観形成の方針 D市街地景観	景観資源や地域の例 ～（略）～ ・小戸（鶴之荘）の <del>住宅地</del> ・花屋敷の <del>住宅地</del> など	景観資源や地域の例 ～（略）～ ・小戸（鶴之荘）の <u>既成市街地</u> ・花屋敷の <u>既成市街地</u> など	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
21・22 ページ 景観形成の方針 D市街地景観	特別な生活シーン 休日のキセラ川西では、子どもがせせらぎで <del>楽し</del> <del>み</del> 、大人はショッピングを楽しんでいる	特別な生活シーン 休日のキセラ川西では、子どもがせせらぎで <u>遊び</u> 、 大人はショッピングを楽しんでいる	ご意見を踏まえて、「子どもがせせらぎで遊び」に変更しました。
21・22 ページ 景観形成の方針 D市街地景観	景観形成の方針 まちの顔にふさわしく、にぎわいや活力を感じ <del>られ</del> <del>る</del> 景観を形成します	景観形成の方針 まちの顔にふさわしく、にぎわいや活力を感じ <u>ること</u> <u>のできる</u> 景観を形成します	誤りがあったため、表記を修正しました。
21・22 ページ 景観形成の方針 D市街地景観	具体的な取組・方策2 生産緑地制度の活用	具体的な取組・方策2 生産緑地制度の活用 <u>（イメージ）</u> <u>生産緑地地区の指定</u>	他と合わせて、（イメージ）を追加しました。
23・24 ページ 景観形成の方針 E河川景観	【生活シーンから見た景観】 ～（略）～ 河川敷では、散歩やジョギングする姿が見られ、 子どもたちが水遊びをする風景も見られます。	【生活シーンから見た景観】 ～（略）～ 河川敷では、散歩やジョギング <u>を</u> する姿が見ら れ、子どもたちが水遊びをする風景も見られます。	ご意見を踏まえて、「散歩をしている」で統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>_____</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>_____</u> : 今回追加となった部分	修正理由
23・24 ページ 景観形成の方針 E河川景観	<p>普段の生活シーン (写真) 猪名川河川敷と阪神高速道路</p> <p>河川敷で、市民・関係団体が主体となって清掃をし、美しい環境を守っている</p> <p>特別な生活シーン 河川敷の桜並木や菜の花を眺めながら、散歩やジョギングをして<del>過ごしている</del></p>	<p>普段の生活シーン (写真) 猪名川河川敷と阪神高速道路 <b>(写真) 塩川周辺で活動するボランティア</b></p> <p>河川敷で、市民・関係団体が主体となって清掃をし、美しい環境を守っている</p> <p>特別な生活シーン 河川敷の桜並木や菜の花を眺めながら、散歩やジョギングをしている</p>	<p>ご意見を踏まえて、塩川周辺で活動するボランティアの写真を追加しました。</p> <p>ご意見を踏まえて、「散歩をしている」で統一しました。</p>
23・24 ページ 景観形成の方針 E河川景観	<p>取組方針4 河川沿いの桜並木など市民に親しまれている樹木を守り、育てるため、適切<del>に</del>維持・管理<del>します</del></p>	<p>取組方針4 河川沿いの桜並木など市民に親しまれている樹木を守り、育てるため、適切<del>な</del>維持・管理<del>を行います</del></p>	<p>ご意見を踏まえて、「管理を行います」で統一しました。</p>
23・24 ページ 景観形成の方針 E河川景観	<p>具体的な取組・方策3 景観上重要な地区内の建築物等の規制・誘導</p>	<p>具体的な取組・方策3 景観上重要な地区内の建築物等の規制・誘導 <u>(イメージ)</u> <u>広がりや連続性を感じる景観の形成</u></p>	<p>他と合わせて、(イメージ)を追加しました。</p>
25・26 ページ 景観形成の方針 F道路景観	<p>【生活シーンから見た景観】 ～(略)～ 地域住民の声を<del>生</del>かした良好な景観の形成を進めています。</p>	<p>【生活シーンから見た景観】 ～(略)～ 地域住民の声を<del>活</del>かした良好な景観の形成を進めています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
	一方で、商業施設の <del>看板や</del> 派手な色彩などが景観を阻害しているところも見受けられます。	一方で、商業施設の派手な色彩の <u>看板</u> などが景観を阻害しているところも見受けられます。	意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。
25・26 ページ 景観形成の方針 F 道路景観	普段の生活シーン (写真) 道路沿いの商業施設	普段の生活シーン (写真) 道路沿いの商業施設と <u>買い物客</u> → <u>人が写っているものに差し替え</u>	ご意見を踏まえて、人が写っている写真に差し替えました。
25・26 ページ 景観形成の方針 F 道路景観	取組方針 2 質の高い緑を感じることでできる道路 <del>を</del> 再整備、維持・管理 <del>します</del>  取組方針 3 市民・関係団体、事業者と行政が協働して、道路の美化・清掃、緑の創出・維持・管理、違反広告物 <del>な</del> <del>ど</del> の撤去などを行います  取組方針 5 幹線道路沿いの街路樹、広場のシンボルツリーなど市民に親しまれている樹木を守り・育てるため、適切 <del>に</del> 維持・管理 <del>します</del>	取組方針 2 質の高い緑を感じることでできる道路 <u>の</u> 再整備、維持・管理 <u>を行います</u>  取組方針 3 市民・関係団体、事業者と行政が協働して、道路の美化・清掃、緑の創出・維持・管理、違反広告物の撤去などを行います  取組方針 5 幹線道路沿いの街路樹、広場のシンボルツリーなど市民に親しまれている樹木を守り・育てるため、適切 <u>な</u> 維持・管理 <u>を行います</u>	ご意見を踏まえて、「管理を行います」で統一しました。  意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。  ご意見を踏まえて、「管理を行います」で統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
25・26 ページ 景観形成の方針 F 道路景観	具体的な取組・方策 1 (イメージ) 道路景観を <del>混乱させ</del> ない屋外広告物の掲出	具体的な取組・方策 1 (イメージ) 道路景観を <u>乱さ</u> ない屋外広告物の掲出	意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。
27・28 ページ 景観形成の方針 G 鉄道景観	普段の生活シーン 駅前広場で、市民・関係団体が主体となり、花や緑 <del>をきれいに維持・管理している</del>	普段の生活シーン 駅前広場で、市民・関係団体が主体となり、花や緑 <u>の維持・管理を行っている</u>	ご意見を踏まえて、「管理を行います」で統一しました。
27・28 ページ 景観形成の方針 G 鉄道景観	具体的な取組・方策 2 (イメージ) ～ (略) ～ ボランティア <del>活動員</del> による違反広告物の除却	具体的な取組・方策 2 (イメージ) ～ (略) ～ ボランティアによる違反広告物の除却	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
29・30 ページ 景観形成の方針 H 歴史・文化景観	普段の生活シーン 昔ながらのまち並みを残す参道を通して、通勤・通 学、散歩している	普段の生活シーン 昔ながらのまち並みを残す参道を通して、通勤・通 学、散歩 <u>を</u> している	ご意見を踏まえて、「散歩をしている」で統一しました。
29・30 ページ 景観形成の方針 H 歴史・文化景観	具体的な取組・方策 3 (イメージ) 歴史・文化的価値のある社寺、古民家など <del>や</del> 、その 敷地内にある古木や大樹などの指定	具体的な取組・方策 3 (イメージ) 歴史・文化的価値のある社寺、古民家など、その敷 地内にある古木や大樹などの指定	意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。
31・32 ページ	【生活シーンから見た景観】	【生活シーンから見た景観】	

項目	パブリックコメント時 ※ <del>_____</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>_____</u> : 今回追加となった部分	修正理由
景観形成の方針 I 公共施設景観	～（略）～ 一庫公園、西猪名公園、東久代運動公園などの大規模な公園は、 ～（略）～ キセラ川西プラザや <del>市立</del> 総合医療センターなどが建設され、良好な景観が形成されています。	～（略）～ <u>県立</u> 一庫公園、 <u>県立</u> 西猪名公園、東久代運動公園などの大規模な公園は、 ～（略）～ キセラ川西プラザや総合医療センターなどが建設され、良好な景観が形成されています。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
31・32 ページ 景観形成の方針 I 公共施設景観	景観資源や地域の例 ～（略）～ ・ <del>市立小学校・中</del> 学校 ・キセラ川西プラザ ・一庫公園	景観資源や地域の例 ～（略）～ ・学校 ・キセラ川西プラザ ・ <u>県立</u> 一庫公園	ご意見を踏まえて、「学校」に変更しました。 ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
31・32 ページ 景観形成の方針 I 公共施設景観	普段の生活シーン 創意工夫して建てられた <del>小</del> 学校へ、子どもたちが毎朝登校している  特別な生活シーン <del>小</del> 学校 <del>や</del> 運動場で開催される地域の運動会に多くの人が参加している  一庫公園で、休日に多くの人がピクニックを楽しんでいる	普段の生活シーン 創意工夫して建てられた学校へ、子どもたちが毎朝登校している  特別な生活シーン 学校 <u>の</u> 運動場で開催される地域の運動会に多くの人が参加している  <u>県立</u> 一庫公園で、休日に多くの人がピクニックを楽しんでいる	ご意見を踏まえて、「学校」に変更しました。  ご意見を踏まえて、「学校の運動場」に変更しました。  ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
31・32 ページ 景観形成の方針 I 公共施設景観	具体的な取組・方策 3 景観上重要な建造物の指定と良好な景観の形成・保全	具体的な取組・方策 3 景観上重要な建造物・ <u>樹木等</u> の指定と良好な景観の形成・保全	記載漏れがあったため、追記しました。
33 ページ 景観形成の推進 方策 1 市民・事業者・ <u>市</u> の役割	<p>1 <del>市</del>・市民・事業者の役割</p> <p>良好な景観の形成には、市民<del>と</del>事業者<del>と</del>、<del>市を含めた各主体の</del>参画と協働による取組が不可欠といえます。全ての主体が本市の景観形成の基本理念と目標を共有し、お互いの役割を認識した上で、協働により景観を「<del>まもり</del>」「<del>つくり</del>」「<del>そだてる</del>」取組を進めていく必要があります。景観法を踏まえ、それぞれの役割を示します。</p> <p>・市民及び事業者は、市が<del>実施する</del>良好な景観の形成に関する施策の実施を提案し、市が実施する良好な景観の形成に関する施策において、協働するよう努めるものとします。</p> <p>市の役割 ～（略）～</p>	<p>1 市民・事業者・<u>市</u>の役割</p> <p>良好な景観の形成には、市民<u>と</u>事業者<u>と</u>市が参画と協働に<u>取り組んでいくこと</u>が不可欠といえます。全ての主体が本市の景観形成の基本理念と目標を共有し、お互いの役割を認識した上で、協働により景観を「<u>守り</u>」「<u>育て</u>」「<u>創る</u>」取組を進めていく必要があります。景観法を踏まえ、それぞれの役割を示します。</p> <p><u>市民及び事業者の役割</u> ～（略）～</p> <p>・市民及び事業者は、市に<u>対し</u>良好な景観の形成に関する施策の実施を提案し、市が実施する良好な景観の形成に関する施策において、協働するよう努めるものとします。</p> <p>市の役割 ～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>本文に合わせ、「市の役割」と「市民・事業者の役割」を入れ替えました。</p> <p>意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。</p>



項目	パブリックコメント時 ※ <del>_____</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>_____</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<p>・ 基本的かつ総合的施策の策定と実施に<del>あ</del>たっては、 ～（略）～</p> <p><del>市民及び事業者の役割</del> <del>～（略）～</del></p>	<p>・ 基本的かつ総合的施策の策定と実施に<u>当</u>たっては、 ～（略）～</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>
<p>33・34 ページ 景観形成の推進 方策 2 推進方策の枠 組</p>	<p><del>市</del>市民<del>及び</del>事業者が役割を認識した上で、良好な景観の形成に向けて以下のような方策を進めていきます。</p> <p>（表中） ～（略）～</p> <p>④地区計画<del>と形態意匠条例</del>による制限 ～（略）～</p> <p>②景観形成の<del>周知</del>情報発信</p> <p>（図）</p> <p>公共施設等による景観形成（39 ページ<del>→</del>）</p>	<p>市民<u>と</u>事業者<u>と</u>市が役割を認識した上で、良好な景観の形成に向けて以下のような方策を進めていきます。</p> <p>（表中） ～（略）～</p> <p>④地区計画<u>等</u>による制限 ～（略）～</p> <p>②景観形成の情報発信</p> <p>（図） →「市の役割」と「市民・事業者の役割」を入替</p> <p>公共施設等による景観形成（39 ページ）</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>誤りがあったため、表記を修正しました。</p> <p>本文に合わせ、「市の役割」と「市民・事業者の役割」を入れ替えました。 誤りがあったため、表記を修正しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
34 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (1) 建築物等 による景観形成	(1) - 1 大規模な建築物等 ① 景観形成基準に基づく規制・誘導 届出による景観形成基準の審査 1) 事前協議 ～ (略) ～ 周辺の景観との調和に配慮 <del>してもらい</del> ため、「事前協議」を求めます。	(1) - 1 大規模な建築物等 ① 景観形成基準に基づく規制・誘導 届出による景観形成基準の審査 1) 事前協議 ～ (略) ～ 周辺の景観との調和に配慮 <u>を促す</u> ため、「事前協議」を求めます。	意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。
35 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (1) 建築物等 による景観形成	(1) - 1 大規模な建築物等 ② 屋外広告物に関する制限 ～ (略) ～ 「景観形成基準」の一部を屋外広告物条例の基準とするなど <del>により</del> 、より実効性の高い基準とすることを検討します。 ③ 関連制度との連携	(1) - 1 大規模な建築物等 ② 屋外広告物に関する制限 ～ (略) ～ 「景観形成基準」の一部を屋外広告物条例の基準とするなど、より実効性の高い基準とすることを検討します。 ③ 関連制度 <u>等</u> との連携	意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。  誤りがあったため、表記を修正しました。
35 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (1) 建築物等	(1) - 2 景観上重要な地区 ① 地区の指定と景観形成基準に基づく規制・誘導 景観上重要な地区を指定し、当該地区内の建築物等について、自主的なルールを守る、 <del>また</del> は建築等 その他の際に届出を求め、 ～ (略) ～	(1) - 2 景観上重要な地区 ① 地区の指定と景観形成基準に基づく規制・誘導 景観上重要な地区を指定し、当該地区内の建築物等について、自主的なルールを守る、 <u>又</u> は建築等 その他の際に届出を求め、 ～ (略) ～	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
による景観形成			
36 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (1) 建築物等 による景観形成	地区の指定状況 (表中) 地区と景観形成基準 ～ (略) ～ 集落と <del>田圃</del> が一体となった地区など	地区の指定状況 (表中) 地区と景観形成基準 ～ (略) ～ 集落と <u>農地</u> が一体となった地区など	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
37 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (1) 建築物等 による景観形成	届出による景観形成基準の審査 1) 事前協議 ～ (略) ～ 当該地区の景観の特性に配慮 <del>してもらい</del> ため、「事前協議」を求めます。  ② 技術的・資金的な支援 景観上重要な地区において、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民 <del>や事業者、</del> 関係団体に対して、技術的・資金的な支援を行います。  ⑥ 関連制度 <del>など</del> との連携	届出による景観形成基準の審査 1) 事前協議 ～ (略) ～ 当該地区の景観の特性に配慮 <u>を促す</u> ため、「事前協議」を求めます。  ② 技術的・資金的な支援 景観上重要な地区において、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民・関係団体 <u>や事業者</u> に対して、技術的・資金的な支援を行います。  ⑥ 関連制度 <u>等</u> との連携	意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。  ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。  誤りがあったため、表記を修正しました。
38 ページ 景観形成の推進	(1) - 3 景観上重要な建造物・樹木等 ①建造物・樹木等の指定と維持・管理	(1) - 3 景観上重要な建造物・樹木等 ①建造物・樹木等の指定と維持・管理	

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
方策 3 具体的な推進 方策 (1) 建築物等 による景観形成	建築物・樹木等の指定状況 (表中) 建築物・樹木 花屋敷山手町の住宅 (建築物) 東多田夢勝庵 (建築物)  今後指定を検討する建築物・樹木 <del>旧黒川小学校(川西市黒川里山センター)・旧平安家            住宅(川西市郷土館)</del> など歴史・文化的価値のある 建築物  (写真) 花屋敷山手町の住宅 東多田夢勝庵	建築物・樹木等の指定状況 (表中) 建築物・樹木 花屋敷山手町の住宅 (建築物) 東多田夢勝庵 (建築物) <u>高原寺のしだれ桜 (樹木)</u>  今後指定を検討する建築物・樹木 <u>川西市黒川里山センター(旧黒川小学校)・川西市郷            土館(旧平安家住宅)</u> など歴史・文化的価値のある 建築物  (写真) 花屋敷山手町の住宅 東多田夢勝庵 <u>高原寺のしだれ桜</u>	令和5年12月1日に新たに指定した ため、追加しました。  ご意見を踏まえ、表記揺れについて 統一しました。  令和5年12月1日に新たに指定した ため、追加しました。
39 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策	② 技術的・資金的な支援 景観上重要な建築物・樹木等の維持・管理により、 良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民 <del>や事業者</del> 、関係団体に対して、技術的・資金的な支 援を行います。	② 技術的・資金的な支援 景観上重要な建築物・樹木等の維持・管理により、 良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民・ 関係団体 <u>や事業者</u> に対して、技術的・資金的な支援 を行います。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて 統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>_____</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>_____</u> : 今回追加となった部分	修正理由
(1) 建築物等による景観形成	③ 関連制度 <del>など</del> との連携	③ 関連制度 <u>等</u> との連携	誤りがあったため、表記を修正しました。
39 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (2) 公共施設等による景観形成	② 関連制度 <del>など</del> との連携  みどりの基本計画や環境基本計画に基づく取組は、公共施設等の景観形成にも影響があることから、相互に連携し調整を図ります。	② 関連制度 <u>等</u> との連携  <u>川西市</u> みどりの基本計画や <u>川西市</u> 環境基本計画に基づく取組は、公共施設等の景観形成にも影響があることから、相互に連携し調整を図ります。	誤りがあったため、表記を修正しました。 計画原案に合わせて、計画名を表記しました。
40 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (3) 参画と協働による景観形成	① 参画と協働による取組 ～ (略) ～ 景観に関心を抱き、力を <del>あ</del> わせ、できることから取り組んでいくことが、 ～ (略) ～ 古くから地域住民の手によって <del>ま</del> もられている景観の他、イベントの開催などによって新たに創られる景観もあります。	① 参画と協働による取組 ～ (略) ～ 景観に関心を抱き、力を <u>合</u> わせ、できることから取り組んでいくことが、 ～ (略) ～ 古くから地域住民の手によって <u>守</u> られている景観の他、イベントの開催などによって新たに創られる景観もあります。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
40・41 ページ 景観形成の推進 方策	主な取組の事例 (表中) 景観形成の取組方針と取組事例	主な取組の事例 (表中) 景観形成の取組方針と取組事例	

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
3 具体的な推進 方策 (3) 参画と協 働による景観形 成	～ (略) ～ イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあ い創出 ・ 川西一庫ダム周遊 <del>マラソン大会</del> の開催 ～ (略) ～ 河川環境の保全活動や美化・清掃  ・ ひょうごアドプトを活用した河川の美化・清掃	～ (略) ～ イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあ い創出 ・ 川西一庫ダム周遊 <u>里山ファンラン</u> の開催 ～ (略) ～ 河川環境の保全活動や美化・清掃 ・ <u>自然活動団体などによる保全活動</u> <u>市民：○ 事業者： 市 (行政)：取組支援</u> ・ ひょうごアドプトを活用した河川の美化・清掃	ご意見を踏まえて、ランイベント「川 西一庫ダム周遊里山ファンラン」に 変更しました。 ご意見を踏まえて、塩川周辺で活動 するボランティアの内容を追加しま した。
42 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (3) 参画と協 働による景観形 成	② 景観形成の情報発信 ～ (略) ～ 意識を向上させることが <del>な</del> よりも大切です。  4) 景観に関する知識の提供 市は、 <del>地域住民や</del> 市民の景観への関心を高め、保 全や活用について考える機会を設けます。  5) 景観の発信・共有できる仕組みづくり 市民 <del>、</del> 事業者 <del>、</del> 行政が、魅力ある景観を自由に発 信できる仕組みをつくり、自発的にふるさと景観を 拡散できる環境をつくります。	② 景観形成の情報発信 ～ (略) ～ 意識を向上させることが <u>何</u> よりも大切です。  4) 景観に関する知識の提供 市は、市民の景観への関心を高め、保全や活用に ついて考える機会を設けます。  5) 景観の発信・共有 <u>が</u> できる仕組みづくり 市民 <u>と</u> 事業者 <u>と</u> 市が、魅力ある景観を自由に発信 できる仕組みをつくり、自発的にふるさと景観を拡 散できる環境をつくります。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて 統一しました。  意図を正しく伝えるため、表記を変 更しました。 ご意見を踏まえ、表記揺れについて 統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	(図)  5) 景観の発信・共有できる仕組みづくり	(図) →「市」と「市民・事業者」を入替  5) 景観の発信・共有 <u>が</u> できる仕組みづくり	本文に合わせ、「市」と「市民・事業者」を入れ替えました。 意図を正しく伝えるため、表記を変更しました。
43 ページ 景観形成の推進 方策 3 具体的な推進 方策 (3) 参画と協 働による景観形 成	③ 景観に関する協定の締結 ～ (略) ～ また、市は、その内容が良好な景観の形成に有効であると認める <u>ときは</u> 、「景観市民協定」として認定できることとします。  ⑥ 景観協議会 <u>など</u> による取組の推進	③ 景観に関する協定の締結 ～ (略) ～ また、市は、その内容が良好な景観の形成に有効であると認める <u>時は</u> 、「景観市民協定」として認定できることとします。  ⑥ 景観協議会 <u>等</u> による取組の推進	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。  誤りがあったため、表記を修正しました。
43 ページ 景観形成の推進 方策 コラム	(図キャプション) <del>2022 年度 (令和 4 年度)</del> 応募作品一例	(図キャプション) <u>令和 4 (2022) 年度</u> 応募作品一例	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
44 ページ 景観形成の推進 方策 4 景観計画の 進行管理 (1) 計画の実	市民と事業者と市がそれぞれの立場から協働していくことを基本として、景観条例や関連制度の活用により、本計画を実現していきます。	市民と事業者と市がそれぞれの立場から協働していくことを基本として、景観条例や関連制度 <u>等</u> の活用により、本計画を実現していきます。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
現			
44 ページ 景観形成の推進 方策 4 景観計画の 進行管理 (2) 景観計画 のフォローアッ プ	<p>① 進捗管理 <del>2022年度(令和4年度)</del>を基準年次として、全庁的に毎年実施する行政評価や、 ～(略)～</p> <p>② 見直し 本計画については、上記の進捗管理などを踏まえて、概ね8年ごとに見直しの必要性を検討することとします。</p> <p>(図) <del>評価指標(一例) 市内の都市景観や自然景観を、守ったり育てたりすることに関心がある市民の割合 基準値(R4):81.3% 目標値(R13):85.0% その他、行政評価・市民実感調査などを基に評価</del></p>	<p>① 進捗管理 <u>令和4(2022)年度</u>を基準年次として、全庁的に毎年実施する行政評価や、 ～(略)～</p> <p>② 見直し 本計画については、上記の進捗管理などを踏まえて、<u>おおむ</u>ね8年ごとに見直しの必要性を検討することとします。</p> <p>(図)</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>ご意見を踏まえて、評価指標を目標のページに移動しました。</p>
45・46 ページ 基準編 基準1 自然景観 形成基準	<p>(3) 届出を要する行為 (表中) 工作物の<del>建築</del>等 <u>新築</u>、増築、改築、移転 外観の変更</p>	<p>(3) 届出を要する行為 (表中) 工作物の<del>建設</del>等 <u>新設</u>、増築、改築、移転 外観の変更</p>	<p>川西市景観条例施行規則に基づき、整合する表記に変更しました。</p>



項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<p><del>建築物に準ずる</del></p> <p>木竹の伐採 一団となった伐採面積が3,000㎡を超える木竹の伐採</p>	<p><u>上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が300㎡を超えるもの</u></p> <p>木竹の伐採 一団となった伐採面積が3,000㎡を超える木竹の伐採。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u> <u>(1)間伐、枝打、整枝等木材の保育のために通常行われる木竹の伐採、(2)枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、(3)森林病虫害等防除法第2条第1項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採、(4)仮植した木竹の伐採</u></p>	<p>川西市景観条例施行規則に基づき、整合する表記に変更しました。</p>
<p>45・46 ページ 基準編 基準1 自然景観 形成基準</p>	<p>(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準 (表中)</p> <p>建築物等 屋外施設、屋外階段、ベランダ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、<del>街</del>並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。</li> </ul> <p>屋外広告物 意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観特性に十分配慮し<del>街</del>並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。</li> </ul>	<p>(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準 (表中)</p> <p>建築物等 屋外施設、屋外階段、ベランダ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、<u>まち</u>並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。</li> </ul> <p>屋外広告物 意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観特性に十分配慮し<u>まち</u>並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
	<p>開発行為（土地の形質の変更等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や<del>法</del>面が生じる場合は、擁壁や<del>法</del>面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。</li> </ul>	<p>開発行為（土地の形質の変更等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や<u>法</u>面が生じる場合は、擁壁や<u>法</u>面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。</li> </ul>	
<p>47・48 ページ 基準編 基準2 市街地景 観形成基準</p>	<p>（3）届出を要する行為 （表中） 工作物の<u>建築</u>等 <u>新築</u>、増築、改築、移転 外観の変更 <del>建築物に準ずる</del></p>	<p>（3）届出を要する行為 （表中） 工作物の<u>建設</u>等 <u>新設</u>、増築、改築、移転 外観の変更 <u>上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が300㎡を超えるもの</u></p>	<p>川西市景観条例施行規則に基づき、 整合する表記に変更しました。</p>
<p>47・48 ページ 基準編 基準2 市街地景 観形成基準</p>	<p>（4）届出を要する行為に関する景観形成基準 （表中） 建築物等 屋外施設、屋外階段、ベランダ（略） ・ 付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、<u>街</u>並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。</p> <p>屋外広告物 意匠 ・ 周囲の景観特性に十分配慮し<u>街</u>並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。</p>	<p>（4）届出を要する行為に関する景観形成基準 （表中） 建築物等 屋外施設、屋外階段、ベランダ（略） ・ 付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、<u>まち</u>並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。</p> <p>屋外広告物 意匠 ・ 周囲の景観特性に十分配慮し<u>まち</u>並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
49 ページ 基準編	2 景観上重要な地区	2 景観上重要な地区 ( <u>景観形成重点地区</u> ) における <u>景観形成基準</u>	誤りがあったため、表記を修正しました。
49・50 ページ 基準編 基準A河川景観 地区景観形成基 準	(1) 景観形成基準の基本的な考え方 ～ (略) ～ 自然渓谷、集落、市街地などの景観とあいまって <del>さ</del> <del>まざま</del> な様相を示しています。	(1) 景観形成基準の基本的な考え方 ～ (略) ～ 自然渓谷、集落、市街地などの景観とあいまって <u>様々</u> な様相を示しています。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。
49・50 ページ 基準編 基準A河川景観 地区景観形成基 準	(3) 届出を要する行為 (表中) 工作物の <del>建築</del> 等 <u>新築</u> 、増築、改築、移転 外観の変更 <del>建築物に準ずる</del>  木竹の伐採 ・一団となった伐採面積が 500 m <sup>2</sup> を超える木竹の伐採。	(3) 届出を要する行為 (表中) 工作物の <del>建設</del> 等 <u>新設</u> 、増築、改築、移転 外観の変更 <u>上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</u>  木竹の伐採 ・一団となった伐採面積が 500 m <sup>2</sup> を超える木竹の伐採。 <u>ただし、次に掲げるものを除く。</u> <u>(1) 間伐、枝打、整枝等木材の保育のために通常行 われる木竹の伐採、(2) 枯損した木竹又は危険な木 竹の伐採、(3) 森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項 に規定する森林病虫害等を防除するために必要な</u>	川西市景観条例施行規則に基づき、 整合する表記に変更しました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
		<u>木竹の伐採、(4) 仮植した木竹の伐採</u>	
49・50 ページ 基準編 基準A河川景観 地区景観形成基 準	(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準 (表中) 開発行為(土地の形質の変更等) ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や <del>面</del> <del>面</del> が生じる場合は、擁壁や <del>面</del> 面の緑化又はその 前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮す る。	(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準 (表中) 開発行為(土地の形質の変更等) ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や <u>法</u> 面が生じる場合は、擁壁や <u>法</u> 面の緑化又はその前面 の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。	ご意見を踏まえ、表記揺れについて 統一しました。
51・52 ページ 基準編 基準B川西能勢 口駅前地区景観 形成基準	(3) 届出を要する行為 (表中) 工作物の <u>建築</u> 等 <u>新築</u> 、増築、改築、移転 外観の変更 <del>建築物に準ずる</del>	(3) 届出を要する行為 (表中) 工作物の <u>建設</u> 等 <u>新設</u> 、増築、改築、移転 外観の変更 <u>上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が 100㎡を超えるもの</u>	川西市景観条例施行規則に基づき、 整合する表記に変更しました。
51・52 ページ 基準編 基準B川西能勢 口駅前地区景観 形成基準	(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準 (表中) 建築物等 色彩 <del>(イ) 色相が赤系(5R)から橙系(10YR)まで は、明度6から8かつ彩度3以下とする。 (ロ) 色相が橙系(10YR)を超えて黄系(10Y)</del>	(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準 (表中) 建築物等 色彩 (表中) <u>色相 明度 彩度 5R(赤)から 10YR(橙)まで 6~8 3以下</u>	他の景観形成基準と合わせて、表形 式にしました。

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<p><del>までは、明度6から8かつ彩度2以下とする。</del> <del>(ハ) 他の色相は、明度6から9かつ彩度1以下とする。</del></p> <p>屋外広告物 意匠 ・周囲の景観特性に十分配慮し<del>街</del>並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。</p> <p>土地・敷地 建築物・工作物の位置 ・建築物については、1階部分の前面道路部において、原則<del>1.0メートル</del>以上後退させることが望ましい。</p> <p>開発行為（土地の形質の変更等） ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や<del>面</del>面が生じる場合は、擁壁や<del>面</del>面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。</p>	<p><u>10YR(橙)を超えて10Y(黄)まで 6~8 2以下</u> <u>その他 6~9 1以下</u></p> <p>屋外広告物 意匠 ・周囲の景観特性に十分配慮し<u>まち</u>並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。</p> <p>土地・敷地 建築物・工作物の位置 ・建築物については、1階部分の前面道路部において、原則<u>1m</u>以上後退させることが望ましい。</p> <p>開発行為（土地の形質の変更等） ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や<u>法</u>面が生じる場合は、擁壁や<u>法</u>面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p>
53~55 ページ 基準編 基準C 黒川地区 景観形成基準	<p>(3) 届出を要する行為 (表中) 建築物の建築等 外観の変更 外観 1面<del>あ</del>たりの見付面積の1/2を超える変更</p> <p>工作物の<del>建築</del>等 新<del>築</del>、増築、改築、移転</p>	<p>(3) 届出を要する行為 (表中) 建築物の建築等 外観の変更 外観 1面<u>当</u>たりの見付面積の1/2を超える変更</p> <p>工作物の<del>建設</del>等 新<del>設</del>、増築、改築、移転</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>川西市景観条例施行規則に基づき、</p>

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由														
	<p>太陽光発電設備等※の設置（建築物と一体になるものを除く。）</p> <p>外観の変更 <del>建築物に準ずる</del></p>	<p><u>再生可能エネルギー発電設備</u>（太陽光発電設備等※）の設置（建築物と一体になるものを除く。）</p> <p>外観の変更 <u>外観1面当たりの見付面積の1/2を超える変更</u></p>	<p>整合する表記に変更しました。</p>														
<p>53～55 ページ 基準編 基準C黒川地区 景観形成基準</p>	<p>（４）届出を要する行為に関する景観形成基準（表中）</p> <p>建築物等 規模 高さ</p> <p>・ 里山の山並みや、厨子二階などが大多数を占める地区の景観特性への調和に配慮し、突出した高さとならないように配慮する。</p> <p>建築物等 意匠 色彩</p> <p>〈屋根〉</p> <p><del>（イ）色相が赤系（R）・橙系（YR）の場合：明度6以下かつ彩度6以下</del></p> <p><del>（ロ）色相が黄系（Y）の場合：明度6以下かつ彩度4以下</del></p> <p><del>（ハ）他の色相の場合：明度6以下かつ彩度2以下</del></p> <p>〈外壁〉</p> <p><del>（イ）色相が赤系（R）・橙系（YR）の場合、彩</del></p>	<p>（４）届出を要する行為に関する景観形成基準（表中）</p> <p>建築物等 規模 高さ</p> <p>・ 里山の山並みや、厨子二階<u>建て</u>などが大多数を占める地区の景観特性への調和に配慮し、突出した高さとならないように配慮する。</p> <p>建築物等 <u>形態</u>・意匠 色彩</p> <p>〈屋根〉（表中）</p> <table border="1" data-bbox="1008 1021 1456 1197"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td><u>R（赤）・YR（橙）</u></td> <td><u>6以下</u></td> <td><u>6以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>Y（黄）</u></td> <td><u>6以下</u></td> <td><u>4以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他</u></td> <td><u>6以下</u></td> <td><u>2以下</u></td> </tr> </table> <p>〈外壁〉（表中）</p> <table border="1" data-bbox="1008 1356 1344 1388"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	<u>R（赤）・YR（橙）</u>	<u>6以下</u>	<u>6以下</u>	<u>Y（黄）</u>	<u>6以下</u>	<u>4以下</u>	<u>その他</u>	<u>6以下</u>	<u>2以下</u>	色相	彩度	<p>川西市景観条例施行規則に基づき、整合する表記に変更しました。</p> <p>他の景観形成基準と合わせて、表形式にしました。</p>
色相	明度	彩度															
<u>R（赤）・YR（橙）</u>	<u>6以下</u>	<u>6以下</u>															
<u>Y（黄）</u>	<u>6以下</u>	<u>4以下</u>															
<u>その他</u>	<u>6以下</u>	<u>2以下</u>															
色相	彩度																

項目	パブリックコメント時 ※ <del>————</del> : 今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> : 今回追加となった部分	修正理由
	<p><del>度6以下とする。</del></p> <p><del>(ロ)色相が黄系(Y)の場合、彩度4以下とする。</del></p> <p><del>(ハ)他の色相の場合、彩度2以下とする。</del></p> <p>建築物等 擁壁（法面）の外観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存擁壁の改修又は新規の擁壁を築造する場合は、勾配を持たせる、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた<del>下</del>で、</li> </ul> <p>～（略）～</p> <p>太陽光発電施設等</p> <p>敷地内緑<del>地</del></p>	<p>R（赤）・YR（橙） 6以下</p> <p>Y（黄） 4以下</p> <p>その他 2以下</p> <p>建築物等 擁壁（法面）の外観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存擁壁の改修又は新規の擁壁を築造する場合は、勾配を持たせる、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた<u>上</u>で、</li> </ul> <p>～（略）～</p> <p>太陽光発電<del>設備</del>等</p> <p>敷地内緑<u>化</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、表記揺れについて統一しました。</p> <p>誤りがあったため、表記を修正しました。</p>